

平成27年度第6回農業委員会総会議事録

日 時 平成27年9月30日（水曜日）議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

田中義正	谷口克美	有馬正治	山之内秀樹
稲田 優	尾山實文	前園竜児	常森 信
新出水孝造	山口長徳	宮田吉人	田方説夫
上 畠 勝	川口三雄	栗下章二	杉元義男
竹下助範			

欠席委員

宮原美實

事務局職員

事務局長	白坂勝弘	事務局長補佐	山下誠介
農地調整係長	木原俊一郎	農地調整係主任主事	松田篤志
農地調整係主事	松下理恵	農地調整係主事	春口太志

議 題

報告第14号	農地等の合意解約について
報告第15号	農用地利用配分計画について
議案第30号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号	農用地利用集積計画について
議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号	耕作放棄地の非農地判断について

事務局長 ただいまから平成27年度第6回、9月の定例総会を開催いたします。
会長のあいさつ及び会務報告をお願いします。

田中会長 【あいさつ・・・・】

田中議長 これより会議を開きます。

議事に入る前に議事録署名委員に、稲田委員と常森委員を指名いたします。
それでは、ただ今から今月の議事に入ります。

報告第14号、報告第15号及び議案第30号から議案第34号までを一
括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長 (議案朗読)

田中議長 議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第14号「農地等の合意解
約について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第14号についてご説明いたします。議案書2ページをお開きくださ
い。平成27年9月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでござ
います。議案との関連についてご説明します。

整理番号2番につきましては、3条所有権移転整理番号1番との関連で
す。

整理番号3番につきましては、経営基盤法所有権移転整理番号1番との
関連です。

整理番号4番からページをめくりまして最後の整理番号17番までは、
経営基盤法利用権設定整理番号9番から36番までの間の、農地中間管理
事業関係の各議案との関連です。

以上、ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、次に報告第15号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 報告第15号について報告いたします。今月報告する件数は21件、筆にしまして123筆でございます。明細は議案書5ページから13ページまでにまたがっております。なお今回の農用地利用配分計画につきましては、7月総会で審議いただいた案件でございます。8月3日公告でございます。9月1日に県知事の認可がおりております。場所につきましては、上大河平地区となっております。以上ご報告いたします。

田中議長 説明が終わりました。

何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今月の許可申請件数は、所有権移転5件、貸借1件です。申請人

の住所・氏名は省略して説明させていただきます。15ページをお開きください。

整備番号1番、大字〇〇及び〇〇、田2筆1, 226㎡、畑2筆1, 239㎡の贈与でございます。こちらの掘り起しは、有馬委員です。またこちらは3条貸借整理番号1番との関連で、権利取得後の経営面積は5,392㎡となります。16ページをお開き下さい。

整理番号2番、大字〇〇、田1筆42㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号3番、大字〇〇、田2筆1, 623㎡の贈与でございます。17ページをお開き下さい。

整理番号4番、大字〇〇、田2筆707㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円です。

整理番号5番、大字〇〇、18ページをお開き下さい。畑5筆2, 575㎡の贈与でございます。こちらの掘り起しは宮原委員です。

続きまして貸借について説明いたします。19ページをお開き下さい。

整理番号1番、大字〇〇、畑2筆1, 112㎡の使用貸借でございます。期間は平成30年9月29日までです。3条所有権移転の整理番号1番との関連で、権利取得後の経営面積は5,392㎡となります。

以上、所有権移転5件、貸借1件です。ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第30号については、各担当委員が現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

まず、15ページの所有権移転 整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を、有馬委員にお願いします。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 整理番号1番についてご報告いたします。田が2筆、畑が2筆で贈与であります。

場所は、〇〇の〇〇から南の方に約150m入った所が田2筆であります。なお〇〇から東の方に400mくらい入った所が畑2筆でございます。

受人は会社を退職されてから専業農家として、農地の管理も良く行き届いております。また畑作につきましては、野菜を作付けされる計画ですので、周辺一帯の営農には問題はないと考えます。

申請農地は水田として利用され、畦などの管理も良く、取得後も水田として利用されるので問題はありません。申請農地は住宅の南側にあり、道路、用排水共に日当たりの良い場所です。なお畑も道路付きで日当たりも良く畑として利用されますので問題はないと判断いたしました。

委員さん方のご審議方をよろしく願いをいたします。

田中議長 次に整理番号2番の土地及び申請人「受人」の確認を谷口委員にお願いします。

谷口委員 議長。

田中議長 谷口委員。

谷口委員 報告いたします。整理番号2番、9月24日月曜日に受人と圃場を見に行きました。

場所は、〇〇から〇〇を経て〇〇に至る所に道路沿いにあり、〇〇がありますが、〇〇から南側に250mくらいの所に位置しております。

受人は、会社勤めですが、まだご両親が健在で経営には何ら支障はないと思います。

圃場につきましては、水稻が作付けされてありました。立派な成長で周

りの畦畔等についてもよく管理をされておりました。周辺の水田等に何ら影響はないと思います。一帯は基盤整備地域、戦後に基盤整備をされた所で、広く水田地帯が広がっております。

以上報告を終わります。ご審議方をよろしく願いいたします。

田中議長 次に整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を上島委員に願います。

上島委員 議長。

田中議長 上島委員。

上島委員 整理番号3番につきまして説明いたします。9月25日に現地確認、本人宅を訪問いたしました。

現地につきましては、〇〇を小林に向かって100mくらい行った所から、65haが広がる水田の西端に位置する所です。農地につきましてしっかりと周りの畦の管理、水稻の管理等も十分出来ておりました。この土地につきましては、兄弟関係だそうです。すでにずっとこの受人が管理してきたということで、今回お姉さんが贈与しますのでということで申請されたそうです。

本人は鉄工所を営みながら、経営面積約90aの経営を水稻を中心にしております。一部畑にオリーブを植えて、鉄工所の傍ら一生懸命されている姿が見えましたので、この贈与につきましては、本人もしっかりと今後とも農業を営むということでしたので適正だと判断いたしました。以上です。

田中議長 次に整理番号4番の土地及び申請人「受人」の確認を田方委員に願います。

田方委員 議長。

田中議長 田方委員。

田方委員 整理番号4番について報告いたします。申請農地は、〇〇より〇〇を渡

り、〇〇に通じる道路を300mくらい進んで、左側に20mくらい入った左手の農地です。

申請地は水田地帯の一面に位置します。これまでも水田として利用されてきた所です。農地の区画は台形で、現在は飼料稲が作付けされておりました。管理が良く行き届いていて、周辺の状態といたしましては、申請農地は周囲が20haぐらいの広がり水田地帯の一面に位置します。周囲を宅地に囲まれ日照が悪く、午前中はほとんど日が当たらないような場所です。道路沿いですが用排水が悪いとのこと。

受人については、退職後稲作50aくらいを夫婦で経営されております。申請地取得後は水田として稲を作付けされる計画です。周辺一帯の営農に影響を及ぼすことは考えられません。また地区の用水管理、畦草払い、水稲農薬散布回数を適正な方法で行うということで何ら問題ないと判断いたしました。皆さまの審議方よろしくお願ひいたします。

田中議長 次に整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を宮原委員にお願いしていますが、欠席のため事務局より報告させます。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 宮原委員に代わりまして報告させていただきます。

申請地の場所は、〇〇地区の〇〇沿いの〇〇の北、約200メートルのところにあります。申請地の周辺は未整備の畑地が広がる所であり、申請地も基盤整備はされておりませんが、しっかり耕起されており問題ありませんでした。

受人については、主に稲作を行う兼業農家ではありますが営農に一生懸命に取り組んでいます。また申請地には露地野菜の作付けを行っていく予定とのこと。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いてお

り、適切であると判断しております。

委員の皆様のご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 次に、19ページの貸借の整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を有馬委員にお願いします。

有馬委員 議長。

田中議長 有馬委員。

有馬委員 貸借整理番号1番についてご報告いたします。畑2筆、使用貸借です。

場所は、〇〇から東に約400m入った所ですが、所有権移転整理番号1番は右側ですけれども、道路を挟んで北側の方向になります。なお受人は、所有権移転整理番号1番と関連でございますので割愛をさせていただきます。

申請農地は、畑作地帯の一角ではありますが農地の区画も良く、今後も畑として露地野菜を作付けされる計画でございますので、周辺の営農に問題はないと判断をいたしております。なお申請農地は、道路付きで日当たりも良く畑としては優良農地であります。以上で報告を終わります。委員さん方のご審議をよろしく願いいたします。

田中議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、各委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。従いまして、計6件につきましては、農地法第

3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上でございます。

田中議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第30号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第31号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

田中議長　事務局。

事務局　議案第31号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数の内訳は所有権移転3件、利用権設定37件の計40件でございます。申出人の住所氏名等は省略して説明させていただきます。21ページをお開きください。所有権移転から説明させていただきます。

整理番号1番、大字〇〇、畑1筆1，192㎡の売買でございます。価格は全部で〇〇円でございます。

整理番号2番、大字〇〇、畑3筆3，681㎡の売買でございます。価格は10a当たり〇〇円でございます。22ページをお開き下さい。

整理番号3番、大字〇〇、畑4筆5，855㎡の売買でございます。価

格は全部で〇〇です。農業振興公社の特例事業によるもので、経営基盤法
利用権設定整理番号37番との関連です。

続いて利用権設定についてご説明いたします。24ページをお開き下
さい。

整理番号1番、大字〇〇、畑1筆1, 160㎡の賃貸借でございます。
借賃は全部で〇〇円、期間は平成37年10月7日までです。期間満了に
伴う再設定です。

整理番号2番、大字〇〇、畑3筆2, 036㎡の賃貸借でございます。
借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年10月4日までです。25ページ
をお開き下さい。

整理番号3番、大字〇〇、27ページをお開き下さい。田9筆4, 80
4㎡の使用貸借でございます。期間は平成37年11月30日までです。
農地中間管理事業によるものです。

なおこれより整理番号36番までが同事業で、〇〇地区のみが挙げられ
ておりますので、大字と関連事業の説明は省略させていただきます。その
他にも、今回の事業の期間は全て平成37年11月30日までであります。
この中には未相続農地もありますが、今回は全ての案件で相続人全員の同
意得られたため、10年間の設定ができるようになっております。また、
賃貸借の借賃の設定も全て10a当たり〇〇円で計算されたものであるた
め、先程の期間と併せて借賃についても省略して説明させていただきます。

整理番号4番、30ページをお開き下さい。田15筆11, 074㎡の
使用貸借でございます。31ページをお開き下さい。

整理番号5番、田2筆1, 026㎡の使用貸借でございます。

整理番号6番、田2筆1, 664㎡の使用貸借でございます。32ペー
ジをお開き下さい。

整理番号7番、田3筆1，551m²の使用貸借でございます。33ページをお開き下さい。

整理番号8番、田2筆1，849m²の使用貸借でございます。

整理番号9番、35ページをお開き下さい。田8筆5，388m²の使用貸借でございます。

整理番号10番、田2筆1，334m²の使用貸借でございます。36ページをお開き下さい。

整理番号11番、田3筆2，469m²の使用貸借でございます。37ページをお開き下さい。

整理番号12番、田2筆1，639m²の使用貸借でございます。

整理番号13番、38ページをお開き下さい。田3筆1，253m²の賃貸借でございます。

整理番号14番、田1筆987m²の賃貸借でございます。

整理番号15番、田1筆994m²の賃貸借でございます。39ページをお開き下さい。

整理番号16番、田2筆973m²の賃貸借でございます。

整理番号17番、42ページをお開き下さい。田11筆8，122m²の賃貸借でございます。相続人からの申し出です。

整理番号18番、43ページをお開き下さい。田5筆2，443m²の賃貸借でございます。

整理番号19番、田1筆943m²の賃貸借でございます。44ページをお開き下さい。

整理番号20番、田1筆1，019m²の賃貸借でございます。

整理番号21番、田2筆1，579m²の賃貸借でございます。45ページをお開き下さい。

整理番号22番、田2筆1、168㎡の賃貸借でございます。

整理番号23番、48ページをお開き下さい。田11筆7、457㎡の賃貸借でございます。相続人からの申し出です。

整理番号24番、田1筆989㎡の賃貸借でございます。49ページをお開き下さい。

整理番号25番、53ページをお開き下さい。田19筆10、842.94㎡の賃貸借でございます。

整理番号26番、54ページをお開き下さい。田3筆1、878㎡の使用貸借でございます。

整理番号27番、57ページをお開き下さい。田11筆8、385㎡の賃貸借でございます。

整理番号28番、58ページをお開き下さい。田7筆5、788㎡の賃貸借でございます。59ページをお開き下さい。

整理番号29番、60ページをお開き下さい。田7筆3、839㎡の賃貸借でございます。

整理番号30番、61ページをお開き下さい。田2筆1、001㎡の使用貸借でございます。

整理番号31番、62ページをお開き下さい。田5筆4、698㎡の賃貸借でございます。

整理番号32番、63ページをお開き下さい。田5筆2、283㎡の賃貸借でございます。

整理番号33番、64ページをお開き下さい。田2筆1、173㎡の賃貸借でございます。

整理番号34番、65ページをお開き下さい。田5筆4、345㎡の賃貸借でございます。

整理番号35番、田2筆1, 733㎡の賃貸借でございます。66ページをお開き下さい。

整理番号36番、田4筆3, 626㎡の賃貸借でございます。相続人からの申し出です。67ページをお開き下さい。

整理番号37番、大字東長江浦畑4筆5, 855㎡の賃貸借でございます。借賃は全部で〇〇円、期間は平成32年10月20日までです。農業振興公社の特例事業によるもので、経営基盤法所有権移転整理番号3番との関連です。

以上、所有権移転3件、利用権設定37件です。

計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議方よろしく申し上げます。

田中議長 事務局の説明が終わりました。これより議案第31号の審議に入りますが、農業経営基盤強化促進法利用権整理番号29番は、譲渡人が上臈委員です。よって、農業委員会等に関する法律第24条「議事参与の制限」の規定に基づき、上臈委員の退席を求めて審議します。上臈委員退席をお願いします。

(上臈委員退席)

田中議長 それでは、ただ今から農業経営基盤強化促進法利用権整理番号29番の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号29番は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。上島委員の退席を解きます。

(上島委員着席)

田中議長 それでは、議案第31号農業経営基盤強化促進法利用権整理番号29番を除く、議案第31号の審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第31号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

議案第31号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

次に、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」及び議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

許可申請件数は2件でございます。申請人の住所氏名等は省略させてい

たきます。70ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、〇〇番、外2筆、計田3筆318㎡を宅地の拡張、駐車場、通路、車の回転場として利用するものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。なお、宅地の拡張につきましては、平成26年9月に実施済みでございますので、追認申請となります。雨水につきましては、砂利舗装及び既存水路へ排水しております。

続きまして、整理番号2番、場所が、大字〇〇、〇〇番、田1筆514㎡を太陽光発電敷地として利用するものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第3種農地、都市計画関係は区域内・第1種住居地域、農振区分は区域外でございます。なお、太陽光発電設備につきまして、平成27年8月から造成及び太陽光パネルの土台について設置されておりますので、追認申請となります。最終的な工事期間としましては、平成27年8月1日から同年12月31日までとなっております。事業費につきましては九電接続負担金〇〇円、造成費〇〇円、基礎工事費〇〇円、フェンス工事費〇〇円、パネル設置費〇〇円、諸経費〇〇円、計〇〇円を全額自己資金により対応されるものでございます。雨水につきましては、砂利舗装及び既存水路へ排水する計画となっております。

続きまして、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

許可申請件数は2件でございます。申請人の住所氏名等は省略させていただきます。72ページをお開きください。

整理番号1番、場所が、大字〇〇、〇〇番、田1筆1,095㎡を農家住宅敷地として贈与されるものでございます。立地基準につきましては、

農地区分は第1種農地、都市計画関係は区域外、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成27年11月1日から平成28年2月末日までとなっております。事業費につきましては、造成費〇〇円、住宅建築費〇〇円、車庫・倉庫建築費〇〇円、計〇〇円を全額父親が経営する法人からの融資により対応されるものでございます。排水関係につきましては、南側市道側溝へ排水する計画でございます。

整理番号2番、場所が、大字〇〇、〇〇番、畑1筆968㎡を農家住宅敷地として贈与されるものでございます。立地基準につきましては、農地区分は第2種農地、都市計画関係は区域内・用途指定なし、農振区分は区域内・白地でございます。工事期間につきましては、平成27年11月10日から平成28年3月31日までとなっております。事業費につきましては、造成費〇〇円、居宅兼車庫建築費〇〇円、倉庫建築費〇〇円、計〇〇円を金融機関からの融資及び自己資金により対応されるものでございます。排水関係につきましては、南側市道側溝へ排水する計画でございます。

ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第32号及び議案第33号については、29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。

会長から招集を受けまして、9月29日に、委員4名、会長、事務局3名の計8名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。

今回の議案は、4条2件、5条2件でございます。

農地法第4条、議案第32号、整理番号1番について、説明いたします。

申請人は、申請地の隣接地に2棟の貸家を所有しております。以前より貸家の敷地が狭く、車の駐車及び回転に苦慮していたとのことであります。平成26年9月ごろ、申請地の法面が崩れたため、以前から苦慮していた駐車場等の確保のため擁壁を築造し、宅地として利用しております。申請人から始末書の提出がございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇から西へ400mほど進み、2軒住宅が隣接したところの南側に位置します。

周辺の営農への影響は、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について、説明いたします。

申請地は、近年まで、転作地として野菜の栽培及び一部を資材置場として管理していたとのことでございます。今回、土地の有効活用として太陽光発電事業を計画するものでございます。

平成27年8月ごろ一部工事着手したとのことで、申請人から顛末書の提出がございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇のすぐ西にある〇〇を渡り、〇〇から西へ100mほど進んだところにある〇〇のすぐ西側に位置します。

申請地の状況は、周辺の営農への影響は特に見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条、議案第33号、整理番号1番について、説明いたします。

譲受人は、認定農業者で畜産業を営んでおります。現在、借家住まいであります。父母が高齢となったため、自宅近くに宅地となる土地を探したとのことですが、適地が見つからなかったため、本申請を計画されたとのことでございます。

場所は、〇〇の〇〇地区でございます。〇〇地区の公民館から南西に100mほどの住宅が密集する一帯の一面に位置しております。

申請地の状況は、周辺への影響は全く見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番について、説明いたします。

譲受人と譲渡人は親子であります。譲受人は現在、借家住まいであります。子供の成長により借家が狭くなったため、住宅建築の適地を探していたとのことでございます。

譲渡人は、農業法人の役員であり、また、農業に従事しておりますが、十分な農作業ができないため、譲受人家族は、週末等、実家の農作業を手伝い農業経営を支援しております。話し合いの結果、住宅建築及び農業支援を効果的に行うには申請地に建築することが最適と考えられるため本申請を計画されたとのことでございます。

場所は、〇〇地区でございます。〇〇から〇〇へ通じる市道の踏切を渡って200mほど進んだところの西側に位置しております。

申請地の状況は、周辺の営農への影響は特に問題は見当たりませんでした。

以上、農地法第4条申請2件、第5条申請2件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で許可相当とすべきものと判断いたしました。

皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条、農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。よりまして、今月の

議案第32号、議案第33号の計4件につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。

以上でございます。

田中議長 　ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第32号及び議案第33号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。

議案第32号及び議案第33号は、原案とおりに承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 　全員賛成と認めます。議案第32号及び議案第33号は、原案のとおり、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第34号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　議長。

田中議長 　事務局。

事務局 　議案第34号についてご説明いたします。今月審議をお願いする非農地判断件数は3件でございます。議案書74ページをお開き下さい。所有者の住所氏名等は省略させていただきます。

整理番号1番、場所が大字〇〇、〇〇番、地目は畑221㎡でございます。農振区分は区域内白地でございます。判断根拠としましては、一定水準以上

の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて農地へ復元しても継続して利用することが困難であるというものでございます。

続きまして整理番号2番は整理番号1番と隣接しております。場所が大字〇〇、〇〇番、地目は畑92㎡でございます。農振区分は区域内白地でございます。判断根拠としましては、整理番号1番と同じでございます。

整理番号3番、場所が大字〇〇、〇〇番、地目は田66㎡でございます。農振区分は区域内白地でございます。判断根拠としましては、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地が、森林の様相を呈しており農地への復元が著しく困難であるというものでございます。

以上3件、ご審議方よろしくお願いたします。

田中議長 事務局の説明が終わりました。議案第34号については、29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いいたします。

栗下第3小委員長 議長。

田中議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、非農地判断について、第3小委員会における審査結果を報告します。

今回の非農地判断の3件につきましては、地籍調査の成果として、税務課から照会があり、現況を判断して、今回非農地の判断を行うものです。

まず、議案第34号、整理番号1番と2番は、隣接しておりますので、一緒に説明いたします。

場所は、〇〇地区にございまして、〇〇から向かいまして、〇〇の手前約50mの所から北へ入る路地がございます。ちょうど〇〇方面へ行く細い道になりますが、その路地の途中から、さらに西へ入った所です。大字

〇〇と、大字〇〇との境にあたります。現況は、山林との境界部分で、法面になっています。

今後農地として利用することは、第3小委員会では到底無理と判断いたしました。また周辺の影響はございません。

続きまして、整理番号3番について、説明いたします。

場所は、整理番号1番、2番の場所に近く、〇〇から〇〇寄り、約200mの市道沿いで、その北側の山林の一面にございます。この場所も、竹林となっており、周囲の状況から判断して、数十年耕作されていないだろうと思われま

す。この場所の隣接には住居として家が残っている訳ですが、長年人も住んでおらず壊れておりました。第3小委員会の皆さんに見ていただいたところ、農地に復元するのは不可能であるという判断に至っております。

以上、非農地判断3件については、慎重・審議しました結果、第3小委員会は、全会一致で非農地とすべきと判断いたしました。

皆さま方のご審議方をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。

田中議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

田中議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。本3件につきましては小委員長報告のとおり、国が示す耕作放棄地の非農地判断基準に合致していると判断いたします。以上でございます。

田中議長 ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。

各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

田中議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第34号整理番号1番から整理番号3番までのすべてを、非農地と認めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

田中議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

(以降、農地パトロール報告など議案以外の案件審議と事務連絡。)

終了時間 午前10時5分